

「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」  
改正の概要

令和 2 年 12 月  
経済産業省 商務・サービスグループ  
商取引監督課

1. 改正の経緯

当課は、割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法第 5 条第 1 項の規定による「審査基準」及び第 12 条第 1 項の規定による「処分基準」として、「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（以下「審査基準等」という。）を制定及び運用している。

令和 2 年第 201 回通常国会で成立した「割賦販売法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 64 号。以下「改正法」という。）においては、割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号。以下「法」といい、改正法による改正後の法を「新法」という。）を改正し、認定包括信用購入あっせん業者（以下「認定業者」という。）及び登録少額包括信用購入あっせん業者（以下「登録少額業者」という。）を創設した。これに伴い、当該認定及び登録の申請等について「審査基準」を、改善命令等の行政処分について「処分基準」を規定する必要があることから、審査基準等を改正する。

2. 改正の概要

(1) 審査基準

①認定業者に係るもの

○新法第 30 条の 5 の 4 第 1 項の規定による包括信用購入あっせん業者の認定の申請について、同項第 1 号に定める利用者支払可能見込額の算定の方法及び同項第 2 号に定める算定を行う体制に係る審査基準を以下のとおり措置（審査基準等第 1 の 1. (3)）。

- ・算定の方法に係る認定の基準を規定する割賦販売法施行規則（昭和 36 年通商産業省令第 95 号。以下「施行規則」という。）第 62 条第 1 項第 1 号及び第 2 号について、その内容や具体例を規定（審査基準等別紙 5 の 1. 及び 2.）。
- ・算定の方法に係る認定の基準を規定する施行規則第 62 条第 1 項第 3 号について、延滞率の定義、認定業者が設定する次期事業年度の延滞率の設定ルール並びに過去延滞率、平均延滞率及び上限延滞率の定義等を規定（審査基準等別紙 5 の 3.）。

- ・算定を行う体制について、法 30 条の 5 の 5 に規定する利用者支払可能見込額の算定に関する社内規則等の基準を規定（審査基準等別紙 2 の 1. (3)）
- 新法第 30 条の 5 の 4 第 3 項の規定による認定業者の変更の認定の申請に係る審査基準を措置（審査基準等第 1 の 1. (4)）。

## ②登録少額業者に係るもの

- 新法第 35 条の 2 の 3 第 1 項の規定による登録少額業者の登録の申請について、新法第 35 条の 2 の 11 第 1 項第 11 号イに定める利用者支払可能見込額の算定の方法及び同号ロに定める算定を行う体制に係る審査基準を以下のとおり措置（審査基準等第 1 の 1. (6)）。
  - ・算定の方法に係る登録の基準を規定する施行規則第 68 条の 13 第 1 項第 1 号及び第 2 号について、その内容や具体例を措置（審査基準等別紙 5 の 1. 及び 2.）。
  - ・算定の方法に係る登録の基準を規定する施行規則第 68 条の 13 第 1 項第 3 号について、登録少額業者が設定する次期事業年度の延滞率の設定ルールを規定（審査基準別紙 5 の 4.）。
- 新法第 35 条の 2 の 12 第 1 項の規定による登録少額業者の変更の登録の申請に係る審査基準を措置（審査基準等第 1 の 1. (7)）。

## (2) 処分基準

### ①認定業者に係るもの

- 新法第 30 条の 5 の 4 第 5 項の規定による認定業者の認定取消しに係る処分基準を措置（審査基準等第 2 の 1. (8)）。同項第 2 号（変更の認定義務違反による認定取消し）に関して、算定の方法及び算定を行う体制について、変更の認定が必要となる場合等を規定（審査基準等別紙 6）。
- 新法第 30 条の 6 第 1 項の規定による認定業者への改善命令に係る処分基準を措置（審査基準等第 2 の 1. (9)）。改善命令事由である新法第 30 条の 5 の 5 第 1 項本文違反の判断のうち、認定業者の延滞率に係る判断について、上限延滞率又は想定延滞率超過時の改善命令発動の判断要素等を規定（審査基準等別紙 7 の 1.）。

### ②登録包括信用購入あっせん業者に係るもの

- 新法第 34 条の 2 第 2 項の規定による登録包括信用購入あっせん業者への業務停止命令に係る処分基準を措置（審査基準等第 2 の 1. (12)）。  
なお、当該措置に当たり、法第 35 条の 3 の 32 第 2 項の規定による登録個別信用購入あっせん業者への業務停止命令、法第 35 条の 3 の 32 第 2 項の規定による指定信用情報機関への業務停止命令及び法第 35 条の 14 第 2 項の規定

による指定受託機関への事業停止命令に係る処分基準を改正（審査基準等第2の1. (21) (25) (36)）。

### ③登録少額業者に係るもの

- 新法第35条の2の8第1項の規定による登録少額業者への改善命令に係る処分基準を措置（審査基準等第2の1. (13)）。改善命令事由である新法第35条の2の4第1項本文違反の判断のうち、登録少額業者の延滞率に係る判断について、想定延滞率超過時の改善命令発動の判断要素等を規定（審査基準等別紙7の2.）
- 新法第35条の2の14第1項第2号及び同条第2項の規定による登録少額業者の登録取消しに係る処分基準を措置（審査基準等第2の1. (14)(15)）。同号（変更の登録義務違反による登録取消し）に関して、算定の方法及び算定を行う体制について、変更の認定が必要となる場合等を規定（審査基準等別紙6）。
- 新法第35条の2の14第2項の規定による登録少額業者への業務停止命令に係る処分基準を措置（審査基準等第2の1. (16)）。
- 新法第35条の3において読み替えて準用する新法第34条の規定による登録少額業者への改善命令に係る処分基準を措置（審査基準等第2の1. (17)）。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

令和3年1月中 パブリックコメント結果公示  
4月1日 施行